

飯塚市の給与・定員管理等について

1. 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額	実質収支	人件費	人件費率 (人件費/歳出額)
令和5年度	人 124,962	千円 88,472,792	千円 2,056,239	千円 8,300,641	% 9.38

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				1人当り給与費 (給与費計/職員数)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
令和5年度	839	3,007,833	517,566	1,192,509	4,717,908	5,623

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は令和5年4月1日現在の人数です。

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額
飯塚市	42歳2月	321,045円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額
飯塚市	57歳3月	323,519円

(注) 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	飯塚市	
	初任給	
一般行政職	大学卒	196,200円
	高校卒	170,900円
技能労務職	164,000円	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額等の状況(令和6年4月1日現在)

区分		経験年数		
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	282,167円	330,483円	365,976円
	高校卒	260,790円	301,687円	325,388円
技能労務職	高校卒	-円	-円	-円

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	標準的な組織上の職名	職員数	構成比	前年の構成比
1級	主事補	78	11.5%	11.4%
2級	主事	54	8.0%	7.2%
3級	主任	172	25.4%	24.4%
4級	係長 主査 困難な業務を処理する主任	245	36.1%	37.9%
5級	課長補佐	54	8.0%	8.1%
6級	課長	60	8.8%	8.8%
7級	部長 部次長	15	2.2%	2.3%

(注) 飯塚市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(令和6年4月1日現在)

飯塚市 (国も同割合)	
期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職計算なし	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

飯塚市 (国も同月分)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月
勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月
最高限度額	47.709 月分	47.709 月

(3) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
行旅病人取扱手当	行旅病人の取扱作業	1 件当り 700 円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱作業	1 件当り 2,000 円
汚物処理手当	じん芥、し尿処理等	月当り 3,000 円
生活保護法の現業事務手当	生活保護法の規定による指導、調査	月当り 3,500 円
火葬作業手当	死体等の火葬作業	月当り 3,800 円
教員特殊勤務手当	1 号 学校の管理下の非常災害時等の緊急業務 ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災・復旧の業務 イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	1 号ア 日額 8,000 円 1 号イ・ウ 日額 7,500 円
	2 号 修学旅行等の引率・指導業務で宿泊を伴うもの	2 号・3 号 日額 5,100 円
	3 号 対外運動競技等の引率・指導業務で、週休日もしくは宿泊を伴うもの	4 号 日額 2,700 円
	4 号 部活動の指導業務	

(4) その他の手当(令和6年4月1日)

手当名	内容及び支給単価	
扶養手当	配偶者	6,500 円
	子	10,000 円
	配偶者のない職員の扶養親族 1 人	6,500 円
	その他の扶養親族	6,500 円
	16 歳から 22 歳までの子 1 人	5,000 円 加算
通勤手当	交通機関利用者支給限度額 (1 ヶ月当り)	55,000 円
	交通用具使用者支給限度額	31,600 円
住居手当	借家 支給限度額	28,000 円
管理職手当	部長級	75,200 円
	部次長級	70,500 円
	課長級	58,500 円
	課長補佐級	48,000 円

5. 特別職の報酬等の状況(給料月額等)

区 分		令和6年4月1日現在	
給 料	市長	982,000 円	
	副市長	800,000 円	
	教育長	701,000 円	
	企業管理者	690,000 円	
報 酬	議長	576,000 円	
	副議長	496,000 円	
	議員	460,000 円	
期 末 手 当	市長	6 月期	1.40 月
	副市長	12 月期	1.55 月
	教育長		
	企業管理者	計	2.95 月
	議長	6 月期	1.40 月
	副議長	12 月期	1.55 月
	議員	計	2.95 月

6. 職員数の状況

(1) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)

(単位:人)

	20歳未満	20～23	24～27	28～31	32～35	36～39	40～43	44～47	48～51	52～55	56～59	60歳以上	計
令和5年度	4 (4)	28 (14)	72 (36)	81 (46)	99 (46)	92 (44)	39 (19)	67 (22)	160 (76)	126 (45)	94 (24)	31 (6)	893 (382)
令和6年度	1 (0)	26 (16)	87 (40)	81 (42)	101 (47)	103 (47)	45 (23)	64 (22)	117 (51)	150 (64)	102 (26)	39 (11)	916 (389)

(注)1 年齢は各年度末での到達年齢です。

2 ()内は女性数で内数です。

(2) 部門別職員数の状況

		職 員 数(人)		
		令和5年度 (令和5年4月1日現在)	令和6年度 (令和6年4月1日現在)	対前年 増減数
一 般 行 政 部 門	議 会	8 (2)	8 (2)	0 (0)
	総務・企画	210 (87)	214 (80)	+4 (△7)
	税 務	39 (18)	39 (20)	0 (+2)
	労 働	2 (1)	2 (1)	0 (0)
	農 水	37 (4)	38 (4)	+1 (0)
	商 工	24 (4)	26 (4)	+2 (0)
	土 木	93 (12)	95 (12)	+2 (0)
	民 生	222 (154)	224 (148)	+2 (△6)
	環境・衛生	80 (22)	82 (27)	+2 (+5)
	小 計	715 (304)	728 (298)	+13 (△6)
行 政 部 門 特 別	教 育	73 (36)	79 (43)	+6 (+7)
	消 防	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	小 計	73 (36)	79 (43)	+6 (+7)
会 計 部 門 公 営 企 業 等	病 院	1 (1)	1 (1)	0 (0)
	水 道	25 (4)	24 (3)	△1 (△1)
	下 水 道	16 (3)	17 (4)	+1 (+1)
	交 通	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	63 (34)	67 (40)	+4 (+6)
	小 計	105 (42)	109 (48)	+4 (+6)
合 計		893 (382)	916 (389)	+23 (+7)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 ()内は女性数で内数です。

7. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(令和5年度)

(単位:人)

区分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務成績の不良	0	0	0	0	0	0
心身の故障	0	0	15	0	15	0
適格性の欠如	0	0	0	0	0	0
廃職過員	0	0	0	0	0	0
刑事事件に因る起訴	0	0	0	0	0	0
欠格条項該当	0	0	0	0	0	0

(2)懲戒処分者数(令和5年度)

(単位:人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計	訓告
法令違反	0	1	0	0	1	0
職務上の義務違反又は職務怠慢	1	0	1	1	3	1
非行行為	0	0	0	0	0	1

8. 職員の服務上の義務

(令和5年度)

(単位:人)

区分	内容	違反者数
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職員は法令に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない	0
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない	3
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない	0
職務に専念する義務	職員は勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない	0
政治的行為の制限	職員は政治活動をしてはならない	0
争議行為等の禁止	職員はストライキ等をしてはならない	0
営利事業等の従事制限	職員は営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない	0

9. 公平委員会からの勧告に基づく勤務条件等の是正措置(令和5年度)

区分	件数	内容
勤務条件	0	—
不利益処分	0	—

10. 退職者の再就職先状況

令和4年度退職者(令和6年4月1日現在)

退職時の職位	退職者数	再就職者数	内訳		
			外郭団体	その他団体等	再任用等
部長級	4	4	0	1	3
部次長級	0	0	0	0	0
課長級	5	4	0	1	3
計	9	8	0	2	6

(注)令和4年度末退職者の実績です。

令和5年度退職者(令和6年4月1日現在)

退職時の職位	退職者数	再就職者数	内訳		
			外郭団体	その他団体等	再任用等
部長級	0	0	0	0	0
部次長級	1	1	0	0	1
課長級	1	0	0	0	0
計	2	1	0	0	1

(注)令和5年度末退職者の実績です。